

専門学校会員校
理事長・学校長 殿

全国専修学校各種学校総連合会
全国学校法人立専門学校協会
会長 小林光俊

公
印
省
略

「職業実践専門課程」の認定取り消し処分を踏まえた今後の対応方針について

時下ますます校務ご繁忙のことと拝察申し上げます。

さて、去る8月29日、文部科学省は、3月31日付けで「職業実践専門課程」の認定を受けた学科を設置する会員校の専門学校2校（同一法人が設置）8学科について、認定時に遡って認定を取り消すとともに、平成29年度末までの間、同校の課程について認定を行わないことを決定し、報道発表いたしました。

今回の処分は、認定に係る申請書類において、「専修学校の専門課程における職業実践専門課程の認定に関する規程」第2条に定める一部の要件について虚偽の記載を行っていたことが判明し、所轄庁である県が推薦を取り消したことによるものであります。

さらに、文部科学省は、同日付で、所轄庁等に対して「職業実践専門課程として認定する専修学校の専門課程の推薦に係る書類の確認の徹底について（依頼）」を発出し、今回の事案及び処分を報告し、管下の専門学校への周知を求めるとともに、今後、以下の対応を実施するように求めています。

1. 職業実践専門課程の推薦に当たっては、書類の記載内容に誤り等がないか、必要に応じて専修学校から詳細な資料を求めること等により、事実関係を確認すること。
 2. 職業実践専門課程の認定課程について、各認定要件を満たしていることを今年度の職業実践専門課程の推薦期限（平成26年11月30日）までに確認すること。
- また、専修学校により公開されている情報が最新のものであり、かつ、内容に誤りがないこと等について、来年度以降も確認するよう努めること。

本会としては、今回の事案が、教育再生実行会議の第五次提言（平成26年7月3日）で制度化が明記された「実践的な職業教育を行う高等教育機関」の先導的試行としての「職業実践専門課程」制度の根幹を揺るがし、当該制度が担保する実践的な職業教育の質保証等に疑義をもたらすだけでなく、現行の専門学校制度の社会的信用を失墜させる非常に重大かつ早急な対応を要する問題と捉えています。

つきましては、本会は、認定を受けた又は今後認定を申請する専門学校の会員校が、所轄庁等の上記の取組に対して積極的かつ迅速に対応するとともに、認定の有無に関わらず二度と虚偽の申請や情報公開を行うことがないよう、「職業実践専門課程」の認定要件等に係る団体独自の指針等の策定を含め、「専修学校における学校評価ガイドライン」及び「専門学校における情報提供等への取組に関するガイドライン」の周知徹底を図ることといたしますので、各専門学校会員校におきまして、ご留意くださいますよう、お願い申し上げます。